新入生のみなさまへ

入学料の減免について

修学援助を目的とした入学料（２，１００円）の減免制度があります。
減免が可能となる場合は、入学時に納めて頂く入学料を後日返還させていただきます。

１　減免を受けることができるのは？

○　災害で被害を受けたとき
○　保護者が交通事故等により死亡し、または、長期の傷病にかかったため、著しく生活困難と認められるとき
○　生活保護を受けている家庭及び同程度の収入の家庭　　等

２　必要な書類は？

○　減免申請書
○　市町村の証明を受けた実情調査書
○　同一世帯員それぞれの収入状況を証明する書類

※その他、必要に応じて、生活保護受給者証明書、戸籍謄本、住民票、在学証明書、離職証明書等
※制度改定のため提出書類は変更となる可能性があります。

３　年間所得が基準額を超える場合は減免を受けることができません！

住居地や家族構成によって、減免基準額が異なります。
詳しくは事務室にご相談ください。

４　減免を希望される方は提出期限までに申請書類を提出してください！

申請書の配布期間：４月９日（火）～４月１５日（月）
申請書類の提出期限：**４月１９日（金）【期間厳守】**
申請書類の配布・提出場所：甲府工業高等学校事務室

※注意事項
減免申請に必要な書類を取得する際に別途手数料等が発生する可能性がありますので、その点をご留意の上、申請願います。